

募集要領

1 事業名称

ボートレース尼崎オリジナルグッズ製作業務

2 業務目的

当該業務で企画・製作したオリジナルグッズを販売し、お客様満足度のさらなる向上を図っていくことを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

※当該業務に係る令和7年度以降の受託者の決定及び契約の締結について

- (1) 尼崎市は、本業務の履行にかかる受託者となった者の業務実績が良好であり、令和7年度も確実かつ的確に業務が履行できるものと判断した場合には、当該受託者を令和7年度の契約相手方に決定し、契約を交わすこととする。
- (2) 令和7年度の契約については、令和7年度予算が令和7年3月に承認されることから、予算が承認され、かつ、承認された予算の範囲内で締結する。また令和7年度予算が承認されない場合は、契約を締結しない。
- (3) 上記の理由により契約締結ができない場合において、受託者に損害が生じた場合の補償は、尼崎市は一切行わない。
- (4) 令和8年度から令和9年度までの受託者の決定及び契約の締結の取扱いについては、上記と同様の取扱いとする。

4 企画提案上限額

1,734,700円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本仕様書の業務を実施するための一切の経費を含む。

5 事業者の募集について

事業者は、下記「6 参加資格条件」を満たす事業者を対象とした公募・選考により決定する。募集は、本市の公式ホームページに掲載することにより公告する。

なお、当該募集要領のほか、以下の書類を公式ホームページに掲載する。

- ・応募用紙
- ・応募辞退届
- ・質問書
- ・仕様書 ※契約候補者決定後、協議により仕様内容が変更となる場合あり

6 参加資格条件

以下に示す(1)から(6)の条件を全て満たす事業者とし、これらを満たさない事業者の応募の場合は指名を取消し、応募用紙を受け付けない。

なお、受付後に当該事実が判明した場合においては、企画提案内容の内容に関わらず選外とし、それが契約後に判明した場合においては、その段階で契約を取り消し、それまでの業務に要した一切の費用は負担しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 尼崎市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。なお、応募事業者が暴力団等である疑いがあるときその他必要があると認めるときは、警察署長へ意見を聴くことに同意すること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中の事業者でないこと。
- (5) 本業務を一括再委託しない者であること（ただし、業務の一部を委託する場合（単なる紙面等への掲載委託等を除く）についてあらかじめ尼崎市の承諾を得たときはこの限りではない。）。
- (6) 仕様書及び提出された企画提案書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

7 参加手続

選考への参加を希望する事業者は、次のとおり書類の提出等を行うこと。

(1) 応募時に提出する書類等

ア 提出書類

応募用紙

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和6年8月9日（金）午後5時30分 必着（郵送可）

エ 提出先

尼崎市公営企業局ポートルース事業部開催運営課

(2) 応募後に提出する書類等

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

ページ数は問わないが、A4縦とし、両面コピーを徹底すること。記載内容については仕様書を参照のこと。

(イ) 見積書（「4 企画提案上限額」の範囲内）

仕様書に基づく業務にかかる総費用について、項目別に内訳を詳細に明記すること。

書式は自由とする。見積書記載の宛名は「尼崎市公営企業管理者」とし、事業所名及び代表者職名を記載の上押印すること。また、見積金額は、消費税相当額を含まない金額とし、別途消費税を記載すること。なお、非課税対象がある場合は、その旨を明記すること。

イ 提出部数

各7部（見積書は1部原本、残りは写しとし、写しは「(ア) 企画提案書」とセットで提出すること）

ウ 提出期限

令和6年8月20日（火）午後3時必着（郵送可）

エ 提出先

尼崎市公営企業局ボートレース事業部開催運営課

(3) その他

ア 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の返却は行わない。

イ 選定・非選定にかかわらず、提出された企画提案書等の製作にかかる経費は、全額参加事業者が負担するものとする。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年8月9日（金）午後5時30分

※上記以降の質問は受け付けない。

(2) 質問方法

「質問書」に質問事項を記入の上、下記「12 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに送信すること。

※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

※件名は「【質問書】ボートレース尼崎オリジナルグッズ製作業務」とすること。

※質疑内容によっては全応募事業者に質疑及び回答を共有する場合がある。

9 審査・選定方法について

(1) 審査・選考方法

審査は、応募資格を満たしている事業者の提案資料に基づく書類審査により行い、最も得点の高かった事業者を契約候補者として選定する。

(2) 評価項目及び評価の視点

以下の評価項目及び視点に基づき総合的に評価する。

| 評価項目 | 評価の視点 |
|-------------------------------|---|
| オリジナルグッズ | ・ ターゲティングに応じた製作内容となっているか ・ グッズを購入する顧客視点で製作されているか ・ 提案点数 |
| オリジナルショッパーバッグ オリジナルショップシール | ・ 宣伝効果が期待できる内容となっているか ・ 提案点数 |
| 広報宣伝ツール | ・ 効果的な広報ツールの追加提案がある場合に加点 |
| その他 | ・ 特筆すべき点がある場合に加点 |

※契約候補者の決定は、評価者全員の総合計点で最も高い応募事業者とする。

※評価の結果、同点数であった応募事業者が複数の場合は、評価者の評価で1位を多く獲得した応募事業者を契約候補者として選定する。

※応募が1者の場合であっても企画提案書を審査し、その結果、企画提案書の内容が仕様書等を満たしていると認められた場合には、その応募事業者を契約候補者として選定する。

※評価者全員の総合計点で、5割に満たない場合は選定しない（下記の「地域経済の活性化」の加点分は加味しない）。

※地域経済の活性化（市内事業者要件、市内在住者雇用）

・市内事業者要件

- ▶ 市内事業者（グループの場合は構成員のうちのいずれかが市内事業者）であれば、合計点に10%の加点を行う。

市内事業者とは、尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者。

- ▶ 準市内事業者（グループの場合は構成員のうちのいずれかが準市内事業者）であれば、合計点に5%の加点を行う。

準市内事業者とは、尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者。市外事業者とは、市内事業者、準市内事業者以外の事業者。

・市内在住者雇用

市内、準市内、市外事業者関わらず市内在住者の雇用提案があれば、合計点の5%の加点を行う。

(3) 審査結果の通知（予定）

令和6年8月23日（金）

選考結果については、各応募事業者に書面で通知する。

10 契約保証金の納付について

尼崎市公営企業局契約規程の規定により準用する尼崎市契約規則第 32 条各号に該当するため、契約保証金の納付は免除する。

11 その他

- (1) 選定・非選定に関わらず、提出された企画提案書等の返却は行わず、提出された企画提案書等の製作にかかる経費は、全額参加者事業者が負担するものとする。
- (2) 今回の業務委託により製作される成果物の著作権等、一切の権利は尼崎市に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (4) 企画提案書等を採用した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではなく、業者決定後に企画内容についての調整を行うため、最終内容決定後、見積書を再提出し、契約を締結する。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度速やかに尼崎市と協議を行い決定する。
- (6) 本仕様書記載の委託業務が原因で発生した事故については、受託者が責任を負うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項または計画の変更の必要性もしくは疑義が生じた事項については、尼崎市と受託者の双方が協議して処理する。
- (8) その他、本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

12 問い合わせ先・提出先

尼崎市公営企業局ポートルース事業部開催運営課 （担当：阪野・谷盛）

電話 06-6419-3181

住所 〒660-0082 兵庫県尼崎市水明町 199-1

アドレス : ama-boat-kaisaiunei@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上